

# 次世代育成支援対策推進法に基づく 独立行政法人農畜産業振興機構行動計画

独立行政法人農畜産業振興機構は次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 行動計画期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日までの4年間
2. 内容

## I 仕事と育児の両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 各種規程等に定められている「職員の出産や育児に関する休暇制度」等をイントラネット等を活用し、職員に周知徹底する。
- 管理職は、半年毎の人事評価の面談等の機会を活用し、必要に応じて制度の対象となる職員へ「職員の出産や育児に関する休暇制度」等の説明を行う。

目標2：育児休業取得者の円滑な職場復帰の支援をする。

### <対策>

- 育児休業中の職員に対し、職場復帰後の不安を持たないよう、就学前までの間は短時間勤務が可能であること等の必要な情報提供をする。また、育児休業中の職員が復帰する際は、事前に復帰に際しての手続等を説明する。
- 管理職は、育児休業する職員に対して、事前に、職場復帰後に不安を持たないようホームページを定期的に確認するよう説明する。

目標 3 : 男性職員に育児参加のための休暇等の取得を促進する。

<対策>

- 子どもの出生時等に、男性職員が取得できる子育て・育児参加に関する特別休暇等を該当職員に説明し取得促進を図る。

## Ⅱ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 4 : 超過勤務時間の削減を図るため、毎週水曜日、金曜日及び給与支給日にノー残業デーを設けるとともに、月 1 回の完全ノー残業デーの徹底を図る。

<対策>

- 毎週水曜日、金曜日及び給与支給日にノー残業デーを設けるとともに、第 3 水曜日を完全ノー残業デーとして定時退室を徹底する。
- 各役職員が超過勤務縮減の意識を高めるとともに、管理職は自ら積極的に定時退出を促し、その徹底に努める。
- 管理職は、日頃から残業予定者の業務内容と退社予定時間を確認し、計画的に業務を行うよう指導するなど、残業をしないような職場の環境づくりに努める。

目標 5 : 年次有給休暇の取得の促進を図る。

<対策>

- 年次有給休暇等について、取得状況を把握しつつ、取得促進を図る。
- 管理職は、年次有給休暇を取得しやすいような環境づくりに努める。

目標 6 : テレワークの取組を推進する。

<対策>

- より柔軟な働き方に資するよう、テレワークの取組を推進する。